



平成 27 年 12 月 21 日

各 位

会 社 名 : 株式会社ハナテン
代 表 者 名 : 代表取締役社長 米倉晃起
コード番号 : 9870 東証2部
問 合 せ 先 : 取締役管理本部長 陣内 司
電 話 番 号 : 06-6968-0101

株式会社ビッグモーターによる当社株主に対する株式等売渡請求を行うこと、
当該株式等売渡請求に係る承認及び当社普通株式の上場廃止に関するお知らせ

平成 27 年 12 月 16 日付「支配株主である株式会社ビッグモーターによる当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社ビッグモーター（以下「特別支配株主」又は「ビッグモーター」といいます。）は、同社が平成 27 年 11 月 2 日から当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）及び平成 25 年 12 月 9 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、同社は、平成 27 年 12 月 21 日をもって、当社普通株式 28,708,279 株（当社の総株主の議決権に対するビッグモーターの有する当社普通株式の議決権の割合（以下「議決権割合」といいます。）

（注）にして 97.35%（小数点以下第三位を四捨五入）及び本新株予約権 18,931 個を所有するに至り、当社の特別支配株主となっております。

本日、ビッグモーターは、平成 27 年 10 月 30 日付で公表いたしました「支配株主である株式会社ビッグモーターによる当社株券等に対する公開買付けの実施及び意見表明に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、同社が、当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至ったことから、当社の株式の全て（但し、ビッグモーターが所有する当社普通株式、種類株式 B 及び本新株予約権並びに当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社をビッグモーターの完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 179 条第 1 項に基づき、当社の株主の全員（但し、当社及びビッグモーターを除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社普通株式の全部（以下「本売渡株式」といいます。）をビッグモーターに売り渡す旨の請求（以下「本売渡請求」といいます。）を行うことを決議したとのことです。

当社は、本日付でビッグモーターより本売渡請求に係る通知を受領し、本日開催の当社取締役会において本売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

なお、当社は、当社普通株式以外に本新株予約権及び種類株式 B を発行しておりますが、その全てをビッグモーターが保有しているため、本新株予約権及び種類株式 B は本売渡請求の対象とされておりません。

本売渡請求の承認により、当社普通株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成 28 年 1 月 20 日まで整理銘柄に指定された後、同月 21 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

（注）議決権割合は、当社が平成 27 年 10 月 30 日に公表した「平成 27 年 9 月期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在の普通株式に係る発行済株式総数（31,419,212 株）から同決算短信に記載された同日現在の当社の保有する自己株式数（1,929,862 株）を控除した株式数（29,489,350 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、議決権割合の計算において同じです。

記

1. 本売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

(1) 名称	株式会社ビッグモーター																					
(2) 所在地	山口県岩国市川西三丁目7番12号																					
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 兼重 宏行																					
(4) 事業内容	中古車・新車販売及び車両買取、車両整備等 車検・一般整備及び钣金塗装業務 損害保険代理店及び自動車関連業務																					
(5) 資本金の額	100百万円（平成26年9月30日現在）																					
(6) 設立年月日	昭和53年5月																					
(7) 大株主及び持株比率 （平成26年9月30日現在）	<table border="0"> <tr> <td>兼重 宏行</td> <td>77.68%</td> </tr> <tr> <td>損害保険ジャパン日本興亜株式会社</td> <td>6.88%</td> </tr> <tr> <td>株式会社ビッグモーター</td> <td>3.33%</td> </tr> <tr> <td>株式会社山口銀行</td> <td>2.22%</td> </tr> <tr> <td>株式会社オリエントコーポレーション</td> <td>1.77%</td> </tr> <tr> <td>株式会社セディナ</td> <td>1.77%</td> </tr> <tr> <td>第一生命保険株式会社</td> <td>1.55%</td> </tr> <tr> <td>みずほキャピタル株式会社</td> <td>1.33%</td> </tr> <tr> <td>ビッグモーター従業員持株会</td> <td>1.27%</td> </tr> <tr> <td>株式会社広島銀行</td> <td>0.88%</td> </tr> </table>		兼重 宏行	77.68%	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	6.88%	株式会社ビッグモーター	3.33%	株式会社山口銀行	2.22%	株式会社オリエントコーポレーション	1.77%	株式会社セディナ	1.77%	第一生命保険株式会社	1.55%	みずほキャピタル株式会社	1.33%	ビッグモーター従業員持株会	1.27%	株式会社広島銀行	0.88%
兼重 宏行	77.68%																					
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	6.88%																					
株式会社ビッグモーター	3.33%																					
株式会社山口銀行	2.22%																					
株式会社オリエントコーポレーション	1.77%																					
株式会社セディナ	1.77%																					
第一生命保険株式会社	1.55%																					
みずほキャピタル株式会社	1.33%																					
ビッグモーター従業員持株会	1.27%																					
株式会社広島銀行	0.88%																					
(8) 当社と特別支配株主の関係	資本関係	特別支配株主は、当社普通株式 28,708,279 株（議決権割合：97.35%）、種類株式B666,666株、本新株予約権 18,931 個を保有しております。																				
	人的関係	本日現在、当社代表取締役を含む取締役4名のうち3名が特別支配株主の取締役を、当社監査役4名のうち1名が特別支配株主の監査役を兼務しております。																				
	取引関係	当社と特別支配株主は、相互に中古自動車の取引関係があります。																				
	関連当事者への該当状況	特別支配株主は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当いたします。																				

(2) 本売渡請求の日程

売渡請求日	平成27年12月21日
当社取締役会決議日	平成27年12月21日
上場廃止日	平成28年1月21日
取得日	平成28年1月26日

(3) 売渡対価

普通株式1株につき、540円

2. 本売渡請求の内容

当社は、ビッグモーターより、平成27年12月21日付で、本売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は、以下の通りです。

- ① 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）該当事項はありません。
- ② 本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号・第3号）ビッグモーターは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき540円の割合をもって金銭を割当交付します。
- ③ 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）該当事項はありません。
- ④ 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（会社法第179条の2第1項第5号）平成28年1月26日
- ⑤ 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法施行規則第33条の5第1項第1号）ビッグモーターは、本売渡対価を、ビッグモーターが保有する現金によりお支払いいたします。ビッグモーターは、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有しています。
- ⑥ その他の取引条件（会社法施行規則第33条の5第1項第2号）本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された売渡株主の住所又は売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてビッグモーターが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、当該売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当社とビッグモーターは、平成27年7月中旬頃から複数回に亘り協議・検討を重ねた結果、今後の業界内の競争激化に勝ち抜くためには、当社とビッグモーターが同一の視点で顧客ニーズに応えていくことが必要であり、そのためには事業戦略を完全に一体化した上で、双方の経営資源を総合活用するなど、当社及びビッグモーターの意思決定の迅速化と柔軟かつ戦略的な事業運営体制を整えることが必要であると判断いたしました。

当社を取り巻く経営環境は、自動車登録台数が減少傾向にあり、今後も遞減傾向が継続することが想定される中で、競合他社との差別化を図り、厳しい競争に勝ち残っていくことが求められています。また、日本国内において少子高齢化が進む中、近年若年層の自動車離れの進行により、今後、市場規模が更に縮小していく可能性もあり、引き続き不透明な経営環境が続いております。

また、当社は整備工場の新設や新規店舗の出店、営業員のスキルアップ及び増員を積極的に行う等、各地域のお客様のお車に関する多種多様なニーズに応えることにより利益確保を進めてまいりましたが、収益力強化のためには、ビッグモーターブランドによる事業の全国展開及び顧客基盤の拡大が必要と認識しております。なお、当社が上場廃止となった場合、資本市場を活用した資金調達が行えなくなりますが、当社の主な資金需要が、今後の事業拡大における主軸となる店舗展開の新規出店資金にあることを踏まえると、出店計画に合わせて金融機関から適宜資金調達していくことが当社の事業運営により適していると判断いたしました。このような状況の下、当社は、ビッグモーターから本取引の提案を受け、当社及びビッグモーターから独立した第三者機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）並びに当社及びビッグ

モーターから独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所から助言を受けながら、かかる本取引の提案に対する当社としての取り組み方や、グループ一体となって行う事業運営がもたらす持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上について検討してまいりました。

また、当社は、平成27年9月中旬、ビッグモーターより本公開買付けの当社普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）及び本新株予約権の買付け等の価格その他の条件についての協議・交渉の申し入れを受け、ビッグモーターとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉を複数回行いました。かかる協議・交渉の結果、ビッグモーターから、540円の買付け価格が提示されるに至りました。

以上の検討及び交渉を踏まえ、平成27年10月中旬、当社は、本取引により当社がビッグモーターの完全子会社となることで、上場維持コストの削減が図れるとともに、両社の情報網を駆使した新規出店スピードの加速・営業エリアの拡大や両社の在庫の共通化による商品ラインナップの拡充が図れ、更なる業績の拡大に向けて、グループ一体となって事業を推進できるため、当社の今後の利益拡大を実現することになるものと判断し、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとの結論に至りました。また、当社取締役会は、本公開買付け価格が、（i）本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のみずほ証券による当社普通株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価基準法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似会社比較法及びディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の算定結果のレンジの範囲内であること、（ii）本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年10月29日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値413円に対して30.75%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値の計算において同様に計算しております。）直近1ヶ月間の終値単純平均値387円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）に対して39.53%、直近3ヶ月間の終値単純平均値404円に対して33.66%、直近6ヶ月間の終値単純平均値421円に対して28.27%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても、一般的な範囲内のプレミアムが付加されたものであると考えられること、（iii）本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、（iv）本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で、当社とビッグモーターの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、平成27年10月30日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。他方、本新株予約権に関しましては、当社取締役会の決議に基づき、当社取締役会にて定める取得日に本新株予約権1個当たり金297円にてこれを取得できる旨の取得条項が付されているところ、本新株予約権の買付け等の価格は当該取得条項に基づく取得価格と同額に設定されていることを踏まえ、当社は本新株予約権に係る買付け等の価格の妥当性については検討を行っていないことから、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、その判断に委ねる旨の決議をいたしました。

その後、当社は、平成27年12月16日、ビッグモーターより、本公開買付けに対して当社普通株式7,889,067株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、平成27年12月21日付で、ビッグモーターの保有する当社の議決権の合計数に係る議決権割合は97.35%となり、ビッグモーターは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、ビッグモーターより、平成27年12月21日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、平成27年12月21日開催の当社取締役会において、(i) 本売渡対価である540円は、本公開買付価格と同一の価格であること、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること、ビッグモーターによる本公開買付価格の提示後から現在に至るまで、本公開買付価格の基礎とされた諸条件に重大な変更が生じていないこと等に鑑みれば、本売渡株主の皆様にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(ii) ビッグモーターから開示を受けた平成27年9月30日付け貸借対照表によれば、同日時点における資産の価格及び負債の価格はそれぞれ56,316百万円及び43,839百万円であること、同日以降、ビッグモーターの債務の履行に支障を及ぼす事象は発生しておらず、また今後発生する可能性は現在認識されていないこと、そしてビッグモーターの平成27年12月17日現在の預金残高証明書を確認した結果、当社が本売渡対価の支払いのための資金に相当する額の銀行預金を有していることから、ビッグモーターによる本売渡対価の交付の見込みはあると考えられること等を踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益にも配慮がなされた合理的なものであると判断し、ビッグモーターからの通知のとおり、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

また、本売渡請求の承認に係る当社の意思決定に至る過程において、当社の取締役4名のうち、ビッグモーターの代表取締役と当社の取締役を兼任している兼重宏行氏、ビッグモーターの取締役と当社の代表取締役を兼任している米倉晃起氏及びビッグモーターと当社の取締役を兼任している浜脇浩次氏は、利益相反回避の観点から、上記取締役会における決議には参加しておりません。なお、定足数を確実に満たすという観点から、上記の決議の後、兼重宏行氏を除く当社の全ての取締役により改めて審議を行い、全員一致で上記と同様の決議を行っております。

さらに、当社の監査役（監査役4名中、出席監査役4名）の全員が上記取締役会に出席し、ビッグモーターの監査役と当社の監査役を兼務する酒井善浩氏を除く全員が、上記各決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。酒井善浩氏は、利益相反回避の観点から、上記取締役会における審議には参加しておらず、上記各決議に対し意見を述べることも差し控えております。

(2) 算定に関する事項

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われるものであり、本売渡対価は本公開買付価格と同一の価格であることから、当社は、本売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本売渡請求の承認により、当社普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成28年1月20日まで整理銘柄に指定された後、同月21日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできなくなります。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

ビッグモーター及び当社は、当社が平成27年10月30日現在においてビッグモーターの子会社であり、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付価格及び本新株予約権の買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等として、以下のような措置を実施いたしました（なお、以下の記述中のビッグモーターにおい

て実施した措置等については、ビッグモーターから受けた説明に基づくものです。)

また、本売渡請求の承認に係る当社の意思決定に至る過程において、当社の取締役4名のうち、ビッグモーターの代表取締役と当社の取締役を兼任している兼重宏行氏、ビッグモーターの取締役と当社の代表取締役を兼任している米倉晃起氏及びビッグモーターと当社の取締役を兼任している浜脇浩次氏は、利益相反回避の観点から、平成27年12月21日開催の当社取締役会における本売渡請求の承認に関する決議には参加しておりません。また、定足数を確実に満たすという観点から、上記の決議の後、兼重宏行氏を除く当社の全ての取締役により改めて審議を行い、全員一致で上記と同様の決議を行っております。

なお、当社の監査役（監査役4名中、出席監査役4名）の全員が上記取締役会に出席し、ビッグモーターの監査役と当社の監査役を兼務する酒井善浩氏を除く全員が、上記各決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。酒井善浩氏は、利益相反回避の観点から、上記取締役会における審議には参加しておらず、上記各決議に対し意見を述べることも差し控えております。

① ビッグモーターにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

ビッグモーターは、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、ビッグモーター及び当社から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）に当社普通株式の価値算定を依頼したとのことです。

なお、SMBC日興証券は、ビッグモーター及び当社の関連当事者には該当しないとのことです。また、SMBC日興証券は平成27年10月30日現在本新株予約権の全てを保有しておりますが、かかる立場を除き本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておらず、ビッグモーターはSMBC日興証券に対して本新株予約権の価値算定は依頼していないとのことです。

SMBC日興証券は、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて算定を行い、ビッグモーターは、平成27年10月29日付でSMBC日興証券より株式価値算定書を取得したとのことです。なお、ビッグモーターは、SMBC日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法に基づいて算定された当社普通株式の1株当たりの価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	387円から404円
DCF法	436円から613円

市場株価法では、平成27年10月29日を算定基準日として、当社普通株式の東京証券取引所市場第二部における直近1ヶ月間の終値単純平均値387円、直近3ヶ月間の終値単純平均値404円を基に、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を387円から404円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社が作成した平成27年9月期から平成30年9月期までの4期分の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を考慮して、当社が平成27年9月期第4四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を436円から613円までと分析したとのことです。

ビッグモーターは、SMBC日興証券から取得した株式価値算定書の算定結果に加え、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社普通株式の直近3ヶ月の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募の見通しを総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年10月30日に、本公開買付価格を1株当たり540円とすることを決定したとのことです。

本公開買付価格である1株当たり金540円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日

である平成 27 年 10 月 29 日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の普通取引終値の 413 円に対して 30.75%、過去 1 ヶ月間（平成 27 年 9 月 30 日から平成 27 年 10 月 29 日まで）の普通取引終値の単純平均値 387 円に対して 39.53%、過去 3 ヶ月間（平成 27 年 7 月 30 日から平成 27 年 10 月 29 日まで）の普通取引終値の単純平均値 404 円に対して 33.66%、過去 6 ヶ月間（平成 27 年 4 月 30 日から平成 27 年 10 月 29 日まで）の普通取引終値の単純平均値 421 円に対して 28.27%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

（注）SMB C 日興証券は、株式価値算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報がすべて正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではなく、当社及びその関係会社の資産又は負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定に依頼も行っていないとのことです。また、これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があるとのことです。更に、当社及びその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに株式価値算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としているとのことです。

SMB C 日興証券が、株式価値算定書で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、情報提供者により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としているとのことです。また、株式価値算定書において、SMB C 日興証券は提供された資料及び情報に基づき、一定の仮定をおいて分析を行っている可能性があります。提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としているとのことです。SMB C 日興証券は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではないとのことです。

なお、SMB C 日興証券の算定結果は、SMB C 日興証券がビッグモーターの依頼により、ビッグモーターの取締役会が本公開買付価格を決定するための参考に資することを唯一の目的としてビッグモーターに提出したものであり、当該算定結果は、SMB C 日興証券が本公開買付価格の公正性について意見を表明するものではないとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社取締役会は、ビッグモーターから提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及びビッグモーターから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成 27 年 10 月 29 日付で、みずほ証券より当該算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。みずほ証券は、当社及びビッグモーターの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、当社は、みずほ証券に対して本新株予約権の価値算定は依頼しておりません。

みずほ証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社普通株式が上場しており、市場株価が存在する観点から市場株価基準法を、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能である観点から類似会社比較法を、当社の将来の事業活動に基づく本源的価値を評価に反映する観点から DCF 法の各手法を用いて当社普通株式の価値算定を行っております。上記各手法を用いて算定された当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価基準法 : 387 円から 421 円

類似会社比較法 : 506 円から 605 円

DCF 法 : 535 円から 716 円

市場株価基準法では、基準日を本株式価値算定書作成日である平成 27 年 10 月 29 日として、東京証券取引所における当社普通株式の基準日終値 413 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 387 円、直

近3ヶ月間の終値単純平均値 404 円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値 421 円を基に、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を387円から421円までと算定しております。

類似会社比較法では、国内上場会社のうち、株式会社ガリバーインターナショナル、株式会社ケーユーホールディングス、株式会社ネクステージを類似会社として抽出し、EBITDAマルチプルを用いて、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を506円から605円までと算定しております。

DCF法では、平成27年6月末を基準日として、当社が作成した平成27年9月期から平成30年9月期までの4期分の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を算定し、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を535円から716円までと算定しております。なお、割引率は6.5%から7.5%を採用しており、また、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は-0.5%から0.5%として算定しております。

みずほ証券がDCF法の算定の前提とした当社の平成27年9月期から平成30年9月期までの4期分の事業計画に基づく連結財務予測は以下のとおりです。なお、前提とした事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果は、現時点において具体的に見積もることが困難であったため、以下の連結財務予測には加味しておりません。

(単位：百万円)

	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期	平成30年9月期
売上高	50,798	54,707	57,506	60,715
営業利益	2,494	2,953	2,814	2,985
EBITDA	2,918	3,535	3,662	3,890
フリー・キャッシュ・フロー	▲658	▲2	154	219

(注) みずほ証券は、当社への本株式価値算定書の提出に際して、当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、当社の財務予測については、当社の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

③ 当社における第三者委員会の設置

当社は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成27年9月4日、当社及びビッグモーターの取締役会から独立した外部有識者である渡辺徹氏（弁護士、北浜法律事務所・外国法共同事業）、鈴木蔵人氏（弁護士、色川法律事務所）及び坂井俊介氏（公認会計士）の3名によって構成される第三者委員会を設置し（なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）、第三者委員会に対し、(i) 本取引の目的の合理性、(ii) 本取引の条件の妥当性、(iii) 本取引の手続の公正性、(iv) (i) 乃至 (iii) の観点から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないかを諮問し（以下、(i) 乃至 (iv) の事項を「本諮問事項」といいます。）、これらの点についての答申書を当社取締役会に提出することを囑託いたしました。

第三者委員会は、平成27年9月15日より平成27年10月22日までの間に合計6回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行いました。

具体的には、(i) ビッグモーター及び当社より提出された検討資料その他の必要な情報・資料等の収集及び検討、(ii) ビッグモーターとの面談によるインタビュー調査、(iii) 当社の取締役である陣内司氏、みずほ証券及び弁護士法人大江橋法律事務所との面談によるインタビュー調査等を行い、本公開買付けを含む本取引の内容、本取引の背景、本取引の意義・目的、本取引が当社の企

業価値に与える影響、第三者算定機関の独立性、本公開買付価格の算定手法の妥当性、本公開買付価格の算定の基礎となった事業計画の作成過程等の合理性、ビッグモーター及び当社が意思決定をするに至る経緯・検討経緯の妥当性その他本取引に関連する事項について検討を行いました。

上記の検討の結果、第三者委員会は、平成 27 年 10 月 22 日に、当社取締役会に対し、本諮問事項につき大要以下の内容の答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出いたしました。

- (i) 当社が上場会社、ビッグモーターが非上場会社であることに伴う両社間の人員共有や情報共有に係る制約等、ビッグモーターグループとしての当社の課題や、営業員のスキルアップ及び増員等、当社において対処すべき課題を、本取引に基づく完全子会社化により解消、対処することができることに鑑みると、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は合理的である。
- (ii) 当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格の検討及び当該価格に関するビッグモーターとの協議・交渉につき、ビッグモーターの役員を兼任している当社の役員を関与させていない。また、本公開買付価格は、市場株価基準法により算出された価格以上の価格であり、かつ、類似会社比較法及びDCF法によって算出された価格のレンジ内であること（なお、DCF法の基礎となった事業計画については、その作成に関しビッグモーターが一切関与していないこと）や、本公開買付けにおけるプレミアムと、本取引と類似の取引におけるプレミアムの平均値との対比等の観点からすると、本公開買付価格に反映されたプレミアムの数値は、本取引により生じるシナジー効果を当社の少数株主とビッグモーターとの間で適切に分配するものであり、本公開買付価格等の本取引の条件は妥当といえる。更に、本新株予約権の買付け等の価格についても、当社の取締役会決議により本新株予約権の全部又は一部を金 297 円で取得することができる旨の取得条項が本新株予約権に付されていること等を踏まえると、当該買付け等の価格を上記取得条項に基づく取得価格と同額に設定することは合理的である。
- (iii) 本取引においては、①本公開買付け後の当社の完全子会社化に際して、反対する株主に対する株式買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームは採用されていないこと、②本公開買付けに関する意見表明の取締役会決議において、ビッグモーターの取締役を兼任している当社の取締役の除外が予定されていることに加え、当社が、独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を得ており、また、独立した財務アドバイザーからの株式価値算定書を取得していること、③本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）が比較的長期に設定されるとともに、対抗的買収提案者が当社と接触することを制限するような内容の合意が存在しないこと等に照らすと、本取引につき、公正な手続を通じて当社の株主の利益に対する配慮がなされている。
- (iv) (i) 乃至 (iii) の判断を踏まえると、本取引は、当社の少数株主にとって特段不利益なものとは認められない。

④ 当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言

当社は、当社取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、ビッグモーター及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所を選任し、本公開買付けに関する意見表明についての意思決定過程、意思決定方法その他本取引を実施するにあたっての留意点について法的助言を受けております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役の承認及び監査役全員の同意

当社取締役会は、本株式価値算定書の内容及び弁護士法人大江橋法律事務所からの法的助言を踏まえて、第三者委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討をいたしました。

その結果、(i) 本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、(ii) 本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当

であり、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました（判断過程の詳細については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。)。そこで、平成 27 年 10 月 30 日開催の当社取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行いました。他方、本新株予約権に関しては、当社取締役会の決議に基づき、当社取締役会にて定める取得日に本新株予約権 1 個当たり金 297 円にてこれを取得できる旨の取得条項が付されているところ、本新株予約権の買付け等の価格は当該取得条項に基づく取得価格と同額に設定されていることを踏まえ、当社は本新株予約権に係る買付け等の価格の妥当性については検討を行っていないことから、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、その判断に委ねる旨の決議を行いました。なお、当社の取締役 4 名のうち、ビッグモーターの代表取締役と当社の取締役を兼任している兼重宏行氏、ビッグモーターの取締役と当社の代表取締役を兼任している米倉晃起氏及びビッグモーターと当社の取締役を兼任している浜脇浩次氏は、利益相反回避の観点から、上記取締役会における決議には参加しておりません。また、定足数を確実に満たすという観点から、上記の決議の後、兼重宏行氏を除く当社の全ての取締役により改めて審議を行い、全員一致で上記と同様の決議を行っております。

なお、当社の監査役（監査役 5 名中、出席監査役 5 名）の全員が上記取締役会に出席し、ビッグモーターの監査役と当社の監査役を兼務する酒井善浩氏を除く全員が、上記各決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。酒井善浩氏は、利益相反回避の観点から、上記取締役会における審議には参加しておらず、上記各決議に対し意見を述べることも差し控えております。

また、利益相反回避の観点から、兼重宏行氏、米倉晃起氏及び浜脇浩次氏は、本取引に関し当社の立場においてビッグモーターとの協議・交渉には参加しておりません。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

ビッグモーターは、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社と接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、ビッグモーターは、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 30 営業日に設定したとのことです。ビッグモーターは、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社普通株式及び本新株予約権についてビッグモーター以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格及び本新株予約権の買付け等の価格の適正性を担保することを企図したとのことです。

なお、ビッグモーターは、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設定していないとのことです。これは、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、平成 27 年 10 月 30 日現在、ビッグモーターの議決権割合は 70.60%であるため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) を買付予定数の下限として設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性があるものと考えたためとのことです。もっとも、ビッグモーターとしては、本公開買付けにおいては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) を買付予定数の下限として設定しておりませんが、本公開買付けの公正性を担保するため上記①乃至⑥の措置を通じて、少数株主の利益には十分配慮がなされていると考えたとのことです。

4. 今後の見通し

本売渡請求に対する当社による承認の決定後における当社の経営体制等につきましては、経営基盤の更

なる強化に向けた最適な体制の構築を目指し、今後、ビッグモーター及び当社の両社の間で協議・検討していく予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

ビッグモーターは当社の支配株主（親会社）であるため、本売渡請求は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、平成26年12月22日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、親会社との取引条件の決定については一般の取引先と同様な取引条件で決定し、少数株主の保護に努めている旨を記載しております。

本売渡請求の承認に係る当社の意思決定に至る過程においても、当社は、上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための各措置を講じており、かかる対応は、上記方針に適合しているものと考えます。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、平成27年10月22日付で、第三者委員会より、本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見を入手しております。詳細は、上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における第三者委員会の設置」をご参照ください。

以 上